

重要なお連絡

2020年2月28日

山梨県中小企業家同友会

代表理事 北原 正倫

会員の皆様 消費増税、感染症の拡大と厳しい状況にありながら、日々経営者としてのご奮闘に心より敬意を表します。この間、新型コロナウイルス感染症拡大に際して2月中の行事を全て中止し、3月以降の方針を2月末にはお示しすることをお約束しておりました。昨日(2/27)、緊急の正副代表・支部長会議を開催し、政府の感染症対策本部の発表や基本方針、また、連日の報道内容や、会員皆様からの声やご協力いただいているアンケート結果などを基に、下記の通り3月以降の方針を決定させていただきました。

何より、会社を守ることが重要であり、かつ感染拡大を助長しないことを最優先します。そのために同友会の組織としてもできる限りの対応を取っていきます。

どうかご理解・ご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

◆ 3月の行事は【全ての行事を『延期』します】

- ①3月の各支部総会は1か月延期して、4月開催とします。
- ②第24回定時総会(4/17)は、1か月延期して、5月中の開催を予定します。
- ③各支部幹事会は、支部長が幹事と相談して開催するか、延期を判断します。

ただし【合同入社式・新入社員研修会(4/3)】の開催に関しては、3月13日の理事会で開催するか、中止にするかを判断します。

※3月13日に予定されている理事会は予定通り実施します。そこで状況を踏まえて種々協議します。

※延期後の日程は追ってご案内いたします

◆ 経営相談の体制を強化します

○**金融相談** 3月2日(月)から、事務局で常時相談体制をとります。日本政策金融公庫甲府支店、山梨県信用保証協会との連携協定をフル活用します。必要があれば、融資に詳しい役員が直接相談に乗り、具体的なアドバイスをします。

○**雇用調整助成金** 国に特例措置を上回る措置を講じるよう緊急要望します。

【経営相談室も含めて対応いたしますので、お気軽にお電話ください】

事務局(電話)055-267-8165(携帯)080-3365-9949(メール)info15@yamanashi.doyu.jp

担当: 輿石(こしいし)

※4月末までの上記方針ですが、状況に応じて随時判断しご連絡申し上げます。

経営支援 施策情報

資金に関して

- ◎日本政策金融公庫 新型コロナウイルス感染症にかかる特別貸付など
【日本政策金融公庫 で検索】 窓口は【甲府支店】（電話）055-224-5361
- ◎商工中金 当金庫独自のセーフティネット関連資金の内容
【商工中金 で検索】 窓口は【甲府支店】（電話）055-233-1161
- ◎山梨県信用保証協会 新型コロナウイルスに関する経営相談窓口
本店保証部 甲府市飯田2-2-1（山梨県中小企業会館1階）（電話）0120-970-260
富士吉田支店 富士吉田市下吉田2-31-14（富士吉田市役所斜め前）（電話）0555-22-0992
- ◎山梨県 売上減少に際しての運転資金（経済変動対策融資）
【山梨県 コロナ 融資 で検索】 融資のお申込みは県内の各金融機関
融資・金融に関する窓口（電話）055-223-1554 県商業振興金融課
- ◎県内各金融機関でも相談体制を取っていますので、取引先金融機関支店までご相談ください。

雇用調整（会社の休業で従業員手当への助成）

※コロナに関する特例措置あり（別紙）

【雇用調整助成金 で検索】 相談・申請窓口は地域の「ハローワーク」まで！！

景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的な雇用調整（休業、教育訓練または出向）を実施することによって、従業員の雇用を維持した場合に助成されます。

支給額は、休業を実施した場合、事業主が支払った休業手当負担額、教育訓練を実施した場合、賃金負担額の相当額に次の(1)の助成率を乗じた額です。ただし教育訓練を行った場合は、これに(2)の額が加算されます。（ただし支給額の計算に当たっては、1人1日あたり8,335円を上限とするなど、いくつかの基準があります。）

休業・教育訓練の場合、その初日から1年の間に最大100日分、3年の間に最大150日分支給できます。出向の場合は最長1年の出向期間中支給できます。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ 雇用調整助成金の特例を実施します

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するものです。

【特例の対象となる事業主】

日本・中国間の人の往来の急減により影響を受ける事業主であって、中国(人)関係の売上高や客数、件数が全売上高等の一定割合(10%)以上である事業主が対象です。

<「影響を受ける」事業主の例>

- ・ 中国人観光客の宿泊が無くなった旅館・ホテル
- ・ 中国からのツアーがキャンセルとなった観光バス会社等
- ・ 中国向けツアーの取扱いができなくなった旅行会社

※総売上高等に占める中国(人)関係売上高等の割合は、前年度または直近1年間(前年度が12か月ない場合)の事業実績により確認しますので、初回の手続の際に、中国(人)関係売上高等の割合を確認できる書類をご用意ください。

【特例措置の内容】

休業等の初日が、令和2年1月24日から令和2年7月23日までの場合に適用します。

① 休業等計画届の事後提出を可能とします。

通常、助成対象となる休業等を行うにあたり、事前に計画届の提出が必要ですが、令和2年1月24日以降に初回の休業等がある計画届については、令和2年3月31日までに提出すれば、休業等の前に提出されたものとして扱います。

② 生産指標の確認対象期間を3か月から1か月に短縮します。

最近1か月の販売量、売上高等の事業活動を示す指標(生産指標)が、前年同期に比べ10%以上減少していれば、生産指標の要件を満たします。

③ 最近3か月の雇用指標が対前年比で増加していても助成対象とします。

通常、雇用保険被保険者及び受け入れている派遣労働者の雇用量を示す雇用指標の最近3か月の平均値が、前年同期比で一定程度増加している場合は助成対象となりませんが、その要件を撤廃します。

④ 事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象とします。

令和2年1月24日時点で事業所設置後1年未満の事業主については、生産指標を令和元年12月の指標と比較し、中国(人)関係売上高等の割合を、事業所設置から初回の計画届前月までの実績で確認します。



助成内容と受給できる金額	大企業	中小企業
休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対する助成（率） ※ 対象労働者1人1日当たり 8,335円が上限です。（令和元年8月1日現在）	1/2	2/3
教育訓練を実施したときの加算（額）	1人1日当たり1,200円	
支給限度日数	1年間で100日（3年間で150日）	

◆受給手続き◆（下の表参照）

- 事業主が指定した1年間の対象期間について、実際に休業を行う判定基礎期間ごとに計画届を提出することが必要です。
- 新型コロナウイルス感染症に伴う休業等の計画届を提出する場合、令和2年3月31日までに提出されたものについて、休業等の前に提出されたものとして取扱います。
- 事後提出する休業等については、1度にまとめて提出してください。
- 事後提出しない休業等については、初回の計画届を、雇用調整を開始する日の2週間前をめぐり、2回目以降については、雇用調整を開始する日の前日までに提出して下さい（最大で3判定基礎期間分の手続きを同時に行うことができます。）。
- 事後提出しない休業等の場合の支給申請期間は判定基礎期間終了後、2か月以内です。

※判定基礎期間とは、計画や支給申請の単位となる期間で、賃金締め切り期間と同じです。

【 特例対象期間のイメージ図 】

新型コロナウイルス感染症

- ①生産量要件緩和、事業所設置1年以上要件緩和、雇用量要件撤廃等（令和2年1月24日～6か月）



※休業対象期間の初日が令和2年1月24日以降6か月間は、生産量の減少の確認について最近1か月でよく、対前年比での雇用量の増加は考慮しません。

- ②計画届の事後提出（施行日以降～令和2年3月31日）



【補足】

計画届の事後提出は、休業等を行う場合、通常どおりの事前提出となりますが、計画届の要件審査においては、引き続き、生産量要件の緩和は令和2年7月23日まで適用されます。
が休祝日の場合は、その前の開庁日までに提出してください。

※令和2年3月31日までは、令和2年1月24日以降を初日とする休業等について、計画届を事後提出できます。

◆その他の主な支給要件◆

- 雇用保険適用事業所の事業主であること。
- 支給のための審査に協力すること。
 - ① 審査に必要な書類等を整備・保管していること
 - ② 審査に必要な書類等の提出を、管轄労働局等から求められた場合に応じること
 - ③ 管轄労働局等の実地調査を受け入れること 等
- 労使間の協定により休業等をおこなうこと。
- 休業手当の支払いが労働基準法第26条の規定に違反していないものであること。
- 判定基礎期間における対象労働者に係る休業等の実施日の延日数が、対象労働者に係る所定労働延日数の1/20（大企業の場合は1/15）以上となるものであること。
- 同一事業主に引き続き雇用保険被保険者として雇用された期間が6か月以上の者の休業等が支給対象。

詳細については最寄りの労働局の助成金相談窓口にお尋ねください。

支給の円滑化のため、書類等の整備や休業手当の算定方法の整理にご協力ください。